平成２２年（フ）第８８号
札幌市白石区東札幌５条２丁目２番10号　笹木ハイツ２号
債務者　佐々木久典
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２８号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目１番11―404号
債務者　島村　　覚
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５０号
青森県八戸市大字売市字右水門下８番地14内丸パルシェH号、前住所青森県八戸市沼館２丁目18番19号　光荘１号
債務者　川端　　榮
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３号
青森県八戸市吹上５丁目２番24号、前住所東京都新宿区新宿７丁目12番５号　フォルム新宿401
債務者　下舘　　正
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第５号
青森県八戸市江陽１丁目27番14号　貝守アパート１号
債務者　安藤　歌子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第７号
青森県八戸市大字新井田字風浚３番地２　タウンファミリオB
債務者　工藤まゆみ
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３８０号
群馬県高崎市飯塚町772番地１
債務者　田中　久貴
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４３７号
群馬県高崎市剣崎町847番地３
債務者　劔持　政幸
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１６号
群馬県高崎市下佐野町1042番地15　柳井方、住民票上の住所群馬県高崎市貝沢町526番地２　ロトルアG棟
債務者　塚越千代子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１７号
群馬県高崎市鼻高町47番地５　市住G棟703号
債務者　MATSUBARA　WILMA　VILLARUEL
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２１号
群馬県富岡市七日市1245番地30
債務者　後藤　　満
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第５４６号
埼玉県深谷市菅沼３番地　９街区５画地ガーデンコートA棟102号
債務者　五十嵐美栄子（旧姓野地）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２３号
埼玉県深谷市本田123番地
債務者　神尾　利夫
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２８４号
千葉県匝瑳市飯倉1365番地　いいぐら団地276号
債務者　椎名　寛子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第９０２号
神奈川県小田原市中里117番地の11
債務者　秋間　哲也
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５号
神奈川県小田原市寿町５丁目13番22―303号　寿町マンション
債務者　古宮　方子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６号
神奈川県小田原市酒匂２丁目22番３号　サニーホーム酒匂102
債務者　美濃島美佐子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部